

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2 - 27 - 17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

医療施設の課題（上） ～ 特定医療法人と特別医療法人～

東日本監査法人代表社員
長 隆

～ はじめに～

独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉医療事業団）の10月31日、医療経営セミナーでの講演のポイントを簡潔にご理解いただけるよう、当日使用したパワーポイントの図表を利用して説明する。

医療法人の税務は法律、政令、通達はもとより多くの判例によって律されている。法令に従って正確を極める解説よりも、骨格と論点を端的にご理解いただけるよう要約した。

厚生労働省は近く特別医療法人制度を一部改正し、病床種類等の規制や、収益業務の規制を大きく緩和する方針である。

平成10年4月1日施行以来5年経過しても特別医療法人数は29法人、年間6法人の増となっている。

既に特定医療法人である開設者が重複して特別医療法人も承認されているケースも相当数あるので、単独の特別医療法人はさらに少ない。

今回の改正は、特別医療法人を普及させるためといわれている。

特別医療法人制度の創設の趣旨は「一定の要件を満たし公的な運営が確保されている医療法人についてはその収益を医療経営に充てることを目的とした収益業務を実施することができるものとし、地域における医療の安定的な提供体制を整備するものである。」であった。

税務への配慮は全くされていなかったのである。

医療法人においては、7条で医業が営利を目的として行われることを禁止している。

収益業務は営利を目的として行われるので、特定医療法人と同じレベルの公的運営を求め7条に抵触させないこととした。

この流れからすれば、今回の改正は要件や範囲の規制が厳しすぎたことが普及の障害となっていたとの判断で改められたということは理解できる。

しかし、医療法人の側からすれば、特定医療法人と同じレベルの公的経営を求められる

のにもかかわらず、税法上の制度でないため法人税等は10%の軽減措置がないこと、移行時40条申請して国税庁長官の承認がないと課税される可能性が高いというのでは相変わらず踏み切れないということになる。

特別医療法人に特定医療法人と同じ効果を求めるためには租税特別措置法等で普通法人と異なる扱いを定めなければならない。

その上で「覚書」の援用が考えられることになる。

この他、66%以上の原価率でなければならないことや、自己資本比率30%への強化では消極的になるというのもやむを得ない。

また、改正の背景について、日本経済新聞(10/21)の報道でも特別医療法人の収益業務大幅自由化の改正趣旨に疑念が呈されていることに触れておく。

政府の総合規制改革会議などが株式会社の病院経営参入解禁を強く求めている中で、特別医療法人の収益事業の大幅自由化改正は株式会社推進派を結果的に利するもしくは取引を目的としているのではないか。

したがって、改正の真意は図りかねるという論調のようである。

医療保健業と営利性は相容れない。従って株式会社の病院経営参入は認め難いというのが基本的スタンスではなかったのか。

米国の医療の実態、全国民の18~20%、5000万人といわれる保険未加入者の存在、株式会社経営の病院は低所得者にいかに辛くあたっているか。

弱者に対する思いやりのないシステムを日本は真似してほしくない。

競争原理、効率経営が、公的病院だけでなく民間病院にも強く求められるのは当然であるが、開設主体間の公正な競争の基盤整備に全く手がつけられていない中での株式会社参入は空理空論である。「運営」や、「提携」の名のもとに株式会社の実質経営に大々的に乗り出している現状では開設主体のあり方に根本的なメスを入れられなければならない。

公的病院と民間病院の役割分担の明確化とイコールフィッティングの要望も強い。

政策医療の名のもと、開設主体を異にさせることによって隠されてきた聖域は一気に解決せざるを得ない時期にきたといえる。

各法人の背後にある組織等の力の強弱、政治的、政策的配慮で、複数の課税システムが数多くの批判にもかかわらず、手つかず今日まで長年にわたって放置されてきた。これは一重に行政の責任だけでなく、より政治の無責任な対応こそが強く批判されなければならない。

税の原則である公平・公正の原則を全く無視し、憲法で等しく国民の義務とされている納税の意欲を著しく損なうことになっているのが医療保健業の現状である。

小泉内閣の「民間が出来ることは民間に。」論が実行されるのなら、病院開設主体の種類は限りなく減少される日は近い。

最も望ましい開設主体は特定医療法人であるということを説明したのが本日のセミナーでの主要テーマであるが、まずは現状分析からすすめていきたい。

1.3.3 種類もある病院の開設主体は大幅に縮小されるべきである。

開設許可されている病院を課税・非課税の区分で改めて見直してみる。同様の医療保健業を目的としているにもかかわらず、なぜ異なる取り扱いをされているのか理解に苦しむといわざるをえない。

< 図1の一言MEMO >

同一の医療保健業が33の異なる開設主体で許可されてきた。イコールフィッティング公正な競争の障害、思い切った開設主体の統一化が求められる。

図1

| 種類 | 開設者 | 法人税 | 市町村及び道府県民税 | 事業税 | 固定資産税 |
|----------------------------------|-------------|-----|------------|-----|-------|
| 公共法人 | 厚生省 | × | × | × | × |
| | 都道府県 市町村 | × | × | × | × |
| 公益法人 | 公益法人 | | | | |
| 公益法人のうち 医療保険業が 収益事業とならない法人 | 学校法人 | × | × | × | |
| | 社福法人 | | | | |
| | 厚生連 | × | × | × | × |
| | 日赤 | × | × | × | × |
| 普通法人及び個人 | 個人 | | | | |
| | 株式会社 | | | | |
| | 医療法人 | | | | |
| | 特定医療法人 | | | | |

・・・課税

・・・収益事業に対しては低税率(22%)で課税

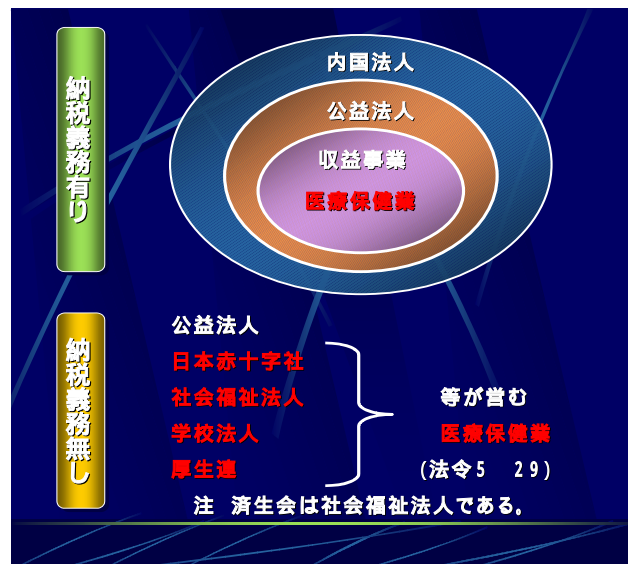
× 非課税

< 図2の一言MEMO >

セコム医療システム(株)が運営している社会福祉法人久我山病院が非課税となっている。公益法人の、日赤、厚生連は非課税となる。

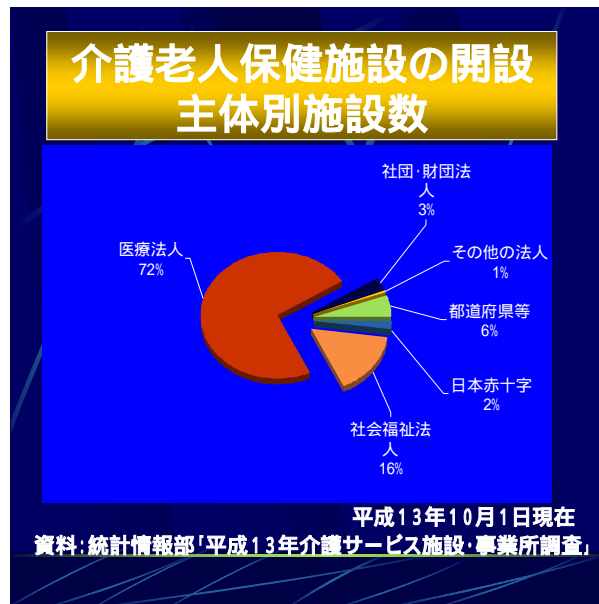
公益法人で民法上の財団法人である聖路加病院は課税されている。

図2



2. 老人保健施設の例を考えてみたい。

図 3



< 図 3 の一言MEMO >

全国の老人保健施設のうち、医療法人開設が2027件。これは課税である。社会福祉法人の開設は752件で、非課税となっている。開設時の経緯の差や、医療法人の強い影響下にある社会福祉法人の存在など、総合判断しないと、一概に問題があるとも断じることができないが、いずれにしても長い事業継続期間を通じて毎年の利益の40%課税と非課税が共存することは、介護保険制度のなかで適切な競争の土俵に相応しいか検討される必要がある。

3. 国立病院は独立行政法人化しても改革は限界

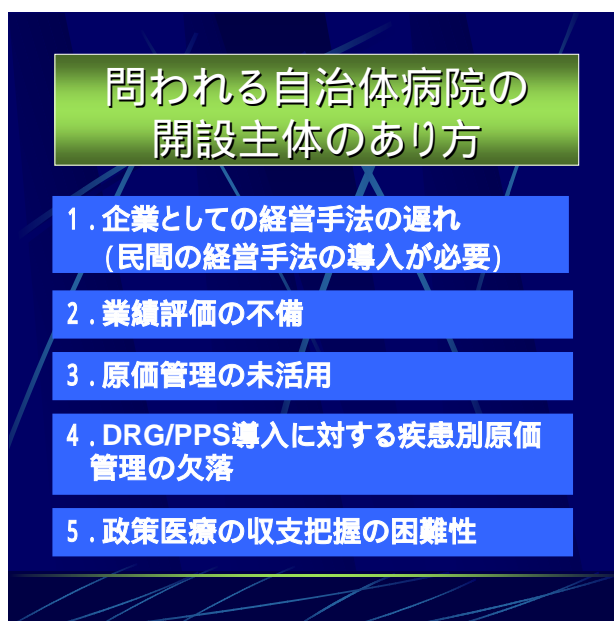
図 4



< 図4の一言MEMO >

国は行政サービスを提供する。医療も行政サービスである以上赤字は当然である。国の財政が穴埋めすべきである。「医療事業だけ経費削減の対象になるのはおかしい。」という被害者意識が根強い。累積債務が拡大してもコスト・ダウンしようというインセンティブがきかない。計画は政策医療を除いて最低限収支均衡でなければならない。評価に耐えられなければ特定医療法人化になることも予測される。

図5



< 図5の一言MEMO >

民間との比較に耐えられない。経営形態は一応独立企業 であるが、実質的には地方財政の枠組みの中に存在する以上、職員意識は給与ベースも同一であるのが当然であり、自治体が倒産しない限りどんなに赤字が出ても病院はつぶれないという認識になっている。増加の一途である自治体病院の赤字解消は完全民営化しかない。改正された指定管理者制度で特定医療法人を管理者に指定するのが最も望ましい。

何故特定医療法人が最も望ましいか？

資本の論理が排除されるので徹底した効率経営と適正利益の確保を経営目的としたとしても乱診、乱療の恐れがない。

残余財産は国家等に帰属する。

配当禁止

役員報酬の制限がある。

役員は特別の経済的利益をとれない。

同族経営が排除され、民主的経営が行われる。経営者の世代交代でも非同族の有能な経営者が選任されることになる。

公的病院よりもさらに厳しい差額ベッドの量的制限等によって低医療費、高質サービスが期待できる。

図 6



< 図 6 の一言MEMO >

全適の初期の目的「企業会計を適用して独立採算運営、経営効率化」は少数の自治体病院を除いて不成功に終わった。

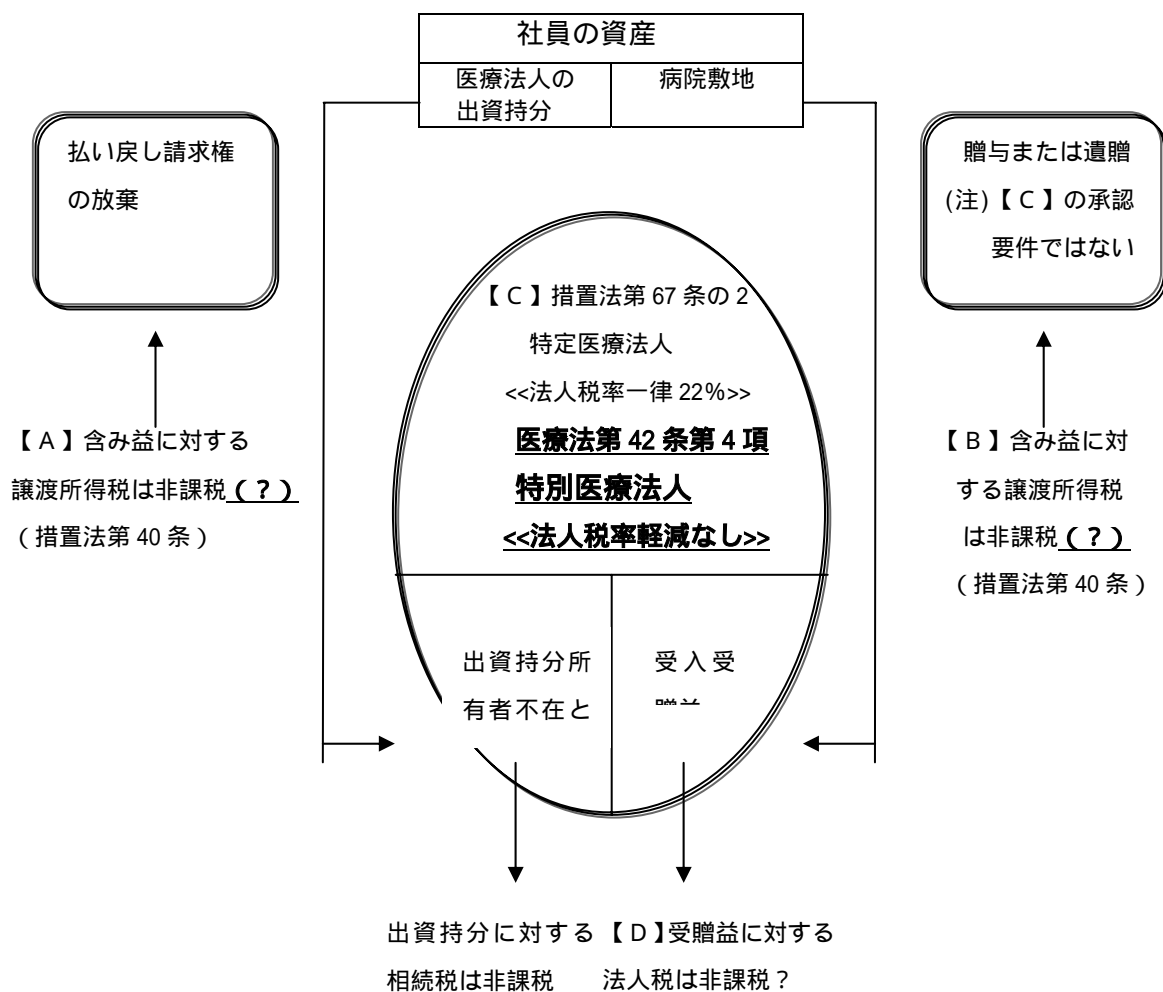
事業管理者は、一般会計からの出向者がほとんどで官庁的感覚の責任者では自立的な経営改善は殆どできなかった。

管理者も組長の補助機関とされている。

組長は経営に無関心であり、人事権は一般会計であり、人事異動は頻繁である。一般会計の裁量権が大きい。

5 . 特定医療法人制度とは

図 7



< 図 7 MEMO >

【A】・【B】・【C】はほぼ同じ承認要件

特定・・・【A】の承認要件を満たした上で【C】の申請を行えば、【A】の申請は不要。

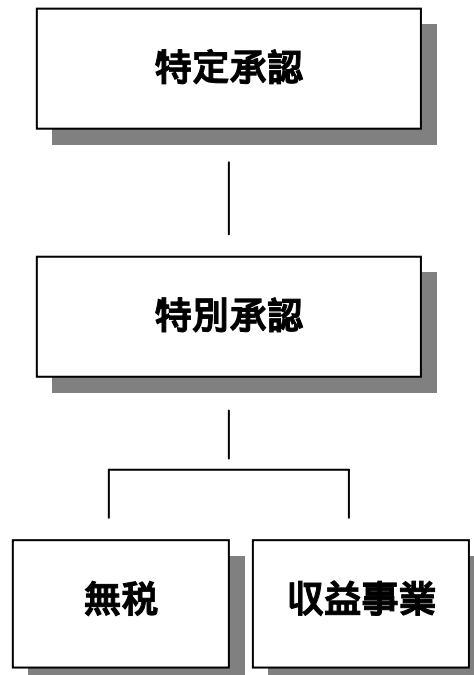
ただし、病院敷地の贈与又は遺贈に係る【B】の申請は必要。

病院敷地について【B】の承認が得られることと覚書により【D】の非課税の可能性あり。

特別・・・【A】【B】ともに、租税特別措置法第40条の申請を行ない、国税庁長官の承認があれば譲渡所得非課税の可能性はある。ただし、病院敷地に係る受入受贈益に対する法人税【D】も非課税となるかは不明。

6. 特定医療法人の承認を得て更に特別医療法人とすることがベターである

図 8



< 図 8 の一言MEMO >

特別医療法人の承認によって特定医療法人の承認が取り消されることはない。

(理由)

1. 差額ベッドの30%基準

特定・・・あり

特別・・・なし

(厳しい条件の特定をクリアしているので、条件ゆるい特別医療法人の資格をとることになるから、取り消されない)

2. 特別医療法人で収益事業ができることになるが、20%基準は特別・特定医療法人とも条件は同じだから取り消されない。